記者発表資料

平成２７年　３月　９日
東北地方整備局
青森河川国道事務所

「三陸沿岸道路　洋野階上道路」改築事業に伴う建設発生土の民間受入希望者を公募します

三陸沿岸道路洋野階上道路は現在鋭意工事を進めているところですが、今後相当量の残土が発生し当事業では処理が困難な状況となっております。
また、周辺地方公共団体の公共事業では予定発生土量の受入が困難なため、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、民間造成地等へ適正かつ安全に処分するため、受入希望者を公募します。
資格要件、申込期限、申込方法等の詳細は、青森河川国道事務所ホームページの「三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の民間受入希望者公募要領」でご確認をお願いします。
http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/topics/20150309_sanriku/

１．主な資格要件

・洋野階上道路(階上IC)から受入場所まで運搬距離が50km以内であること。
・受け入れた土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。
・受入土量が1箇所当たり1，000m3以上であること。
・残土受入までに必要な関係法令の許可等の手続きが完了していること。
・土質等に制約がなく、必要に応じて受入側で土質改良が可能であること。
・受入地に要する費用、残土荷下ろし後の管理責任は受入側とすること。
・公共工事の搬出に併せた受入が可能であること。
・希望量全量を確保することを求めないこと。
・国、県、市の指導や関係する法令等を遵守すること。　　等

２．残土発生量及び発生期間

・残土発生量　：約２０万m3
・残土発生期間：平成２７年４月～洋野階上道路開通の翌年まで

３．申込期限

・平成２７年３月２０日（金）午後５時（郵送の場合は期限必着）

４．申込方法

・持参もしくは郵送

《 記者発表先 ： 青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社 》

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
青森市中央三丁目２０－３８　　電話０１７－７３４－４５２１(代表)
副所長(道路担当)　大森（おおもり）　祐一（ゆういち）（内線２０５）
工務第二課長　岩渕（いわぶち）　敦（あつし）（内線４１１）

ひ ろ の は し か み

三陸沿岸道路　洋野階上道路　位置図

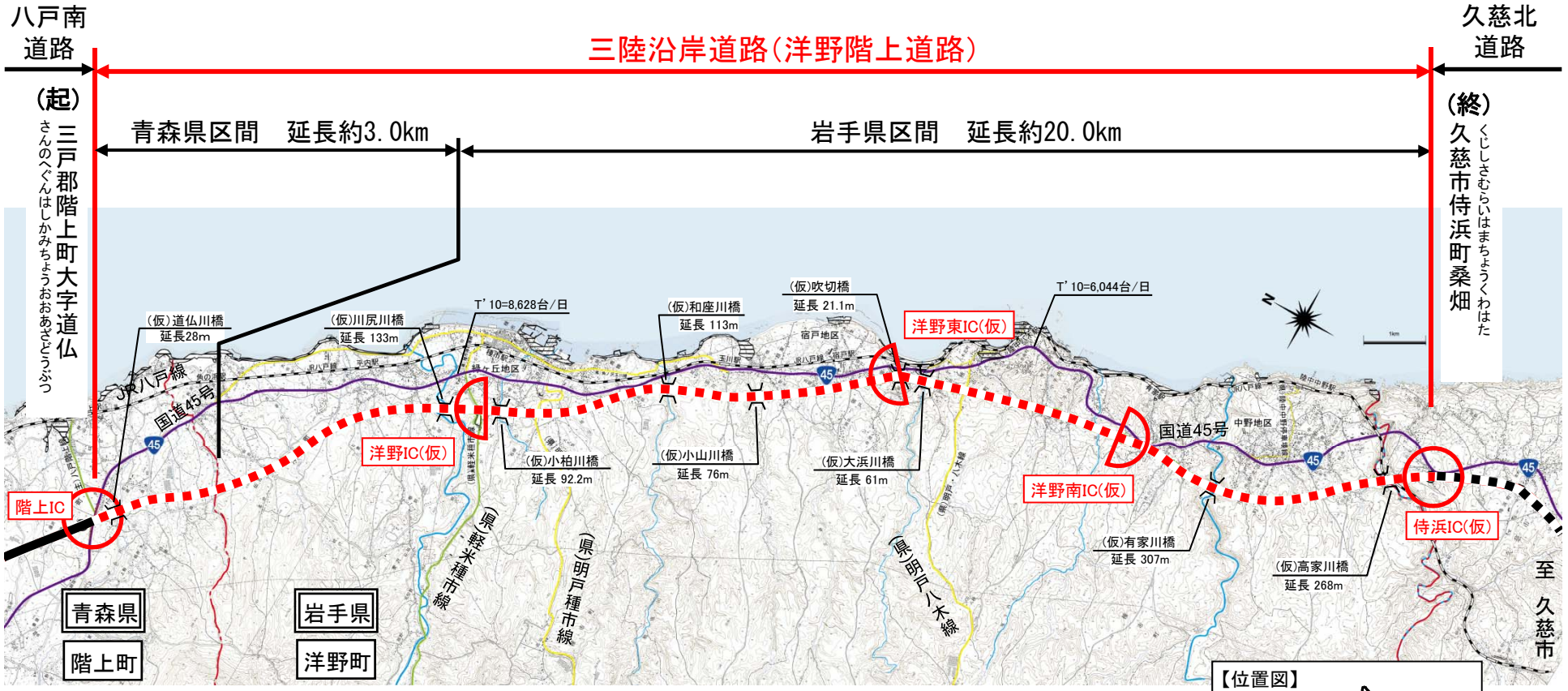

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の民間受入希望者公募要領

第１　趣旨

青森河川国道事務所では、三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業において発生する建設発生土のうち、現場内利用や他の公共工事に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、民間造成地等へ適正かつ安全に処分するために、受入を希望する者の公募を行うものである。

本要領は、残土の受入先（以下「受入者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

第２　残土の受入を申し込むことができる者の資格要件

残土の受入を申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

（１）現在事業中の三陸沿岸道路　洋野階上道路（階上 IC）から運搬距離Ｌ＝５０ｋｍ以内において残土を受け入れることができること。

（２）別表１の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者であること。

（３）受け入れた土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。

（４）受入土量が 1 箇所当たり 1，000m3 以上で、受入場所（以下「受入地」という。）の面積が十分確保されていること。

（５）受入地に至る道路について、大型ダンプトラック（１０ｔ車）が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。

（６）残土の搬入までに、残土の受入に必要な関係法令の許可等の手続きを受入側において完了させることができること。

（７）土砂を発生した状態で受け入れるものとし、通常の残土処理の工程以外の分別等の作業を求めないこと。（土質等に制約がなく、必要に応じて受入側で土質改良が可能であること。）

（８）受入地の造成が必要な場合の擁壁、盛土の敷き均しや転圧等、受入地に要する費用は原則として受入側で行うこと。また、残土荷下ろし後の管理責任は受入側とすること。（青森河川国道事務所が行う行為は、原則として残土の運搬、荷下ろしまでとするが、これによりがたい場合は、第３（３）及び第５（１）により別途協議により合意したものに限るものとする。）

（９）搬入時期については、公共工事の搬出に併せた受入が可能であること。

（10）希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。

（11）国、県、市の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

（12）残土の運搬、荷下ろしを行う国の受注者に対し公平公正な扱いを行うこと。

第３　残土

残土の発生場所は、次のとおりである。

（１）残土の発生場所及び発生予定量

発生場所：三陸沿岸道路　洋野階上道路の工事現場
　　三戸郡階上町大字道仏　地内

発生予定量：総計約２００，０００ m3

（但し、残土が発生する公共工事現場によっては、事業の進捗状況等により、発生土量を変更する場合がある。）

（２）残土の発生期間（予定）

平成２７年４月～洋野階上道路供用の翌年まで

（３）残土の運搬条件等

青森河川国道事務所が実施する公共工事の請負者が、受入地までの残土運搬及び荷下ろしを行うので、原則として荷下ろし後の整地作業は受入者において行うものとするが、これによりがたい場合は、受入条件等を受入希望申込書（別記１）に追記するものとする。

また、残土は、砂礫の大きさや土質毎に分別した上で運搬することはできない。

なお、残土の土壌検査（重金属類の溶出試験等）が必要な場合は、青森河川国道事務所が実施する。

第４　実施期間

この公募における受入地への残土搬出の実施期間は、第３（２）に示す残土の発生期間とするが、新たな民間受入希望者公募が実施される場合には、新たな公募による受入期間の終了までとする。

なお、新たな民間受入希望者公募は、新たな事業計画の発生により残土発生量が増加する場合や、民間受入完了後も残土が発生する場合に実施するものとし、新たな公募時点で継続して残土の受入れを希望するものは第１２により、変更申請をするものとする。

第５　受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

（１）受入候補者の登録

青森河川国道事務所長は、申請のあった受入希望者のうち、受入条件の詳細についての確認及び協議を行い、資格要件に該当する者を候補者（以下「受入候補者」という。）として登録する。

青森河川国道事務所長は、受入候補者を登録しようとするときは、あらかじめ、受入地の市町村長の意見を聞く。

（２）受入候補者の優先順位付けの基準

残土が発生する工事現場毎に、受入候補者の各受入場所までの運搬・処理費用、受入条件等の比較を行い、受入候補者の中からその都度、受入者を決定する。

この際、工事現場から受入箇所までの沿道環境等を考慮した上で、原則として、搬出側の費用が最小となる場所の候補者から順番に優先順位付けを行う。

（３）受入者の決定

青森河川国道事務所長は、受入候補者の上位の者から、順次、受入期間、受入量、受入土砂の確認、関係法令の許可等の確認、第２の資格要件の再確認等を行い、受入の合意が得られた者について、最終的に受入者を決定する。

第６　残土の受入希望者の申し出手続き

残土の受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）は、受入希望申込書（別記１）に以下の書類（以下「添付書類」という。）を添えて青森河川国道事務所長に提出しなければならない。

（１）受入地に関する図面（位置図、平面図、横断図等）

（２）現場写真（受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの）

（３）受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

第７　残土の受入希望申込書等の提出先及び提出期限

（１）残土の受入希望申込書等の提出先

〒０３０－０８２２　青森市中央３丁目２０－３８

国土交通省　青森河川国道事務所　工務第二課（担当　福田・櫻井）

ＴＥＬ　０１７－７３４－４５５５　ＦＡＸ　０１７－７２２－２３７９

（２）残土の受入希望申込書等の提出期限
　　平成２７年３月２０日（金）午後５時
　　ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から午後５時までの間。

第８　残土の受入希望申込書等の提出方法
　書面により、第７に定める提出先に、持参もしくは郵送（提出期限必着）にて提出すること。

第９　問合せ、質問等
（１）問合せ、質問等の受付期間は、公募を開始した日の翌日から、平成２７年３月１３日（金）までとし、電話又はＦＡＸにより第７（１）において受付する。
（２）ＦＡＸによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。
（３）問合せ、質問等は、原則２日（休日を含まない）以内に質問者に回答する。

第１０　受入候補者の登録及び受入者の決定の通知
　青森河川国道事務所長は､第５の受入候補者の結果を別記３又は別記４により通知する。
　なお、受入候補者の登録通知を受けた者は、誓約書（別記２）に以下の書類（以下「添付書類」という。）を添えて青森河川国道事務所長に提出しなければならない。
（１）受入れに伴い必要とする関係受入地の所有状況が分かる資料（地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等）
（２）関係法令の許可書等の写し、又は、許可等を得ることの誓約書（別記２追加事項：別記１１）。
（３）その他、青森河川国道事務所長が必要と認めるもの
（４）青森河川国道事務所長は、第５の受入者の決定の結果を別記５により通知する。

第１１　受入候補者の登録の取り消し
（１）受入候補者は、受入地の状況等により受入の必要がなくなったときは、青森河川国道事務所長に、受入候補者の登録取消願（以下「登録取消願」という。）を別記６により提出するものとする。
（２）青森河川国道事務所長は、登録取消願が提出されたときは、受入候補者の登録を取り消す。

第１２　新たな民間受入希望者公募が実施された場合の措置
（１）新たな民間受入希望者公募が実施された場合にも、公募内容を受入候補者へ別記１２により通知するものとする。
（２）通知された受入候補者において、継続して受入れを希望する場合には、別記７により変更申請を行うものとする。なお、この場合、記載内容に変更がない添付書類は省略することができる。
（３）新たな民間受入希望者公募において、既に受入地として決定されている場所、あるいは、新たな公募受付期間の終了時までに受入地として決定されたものについては、継続希望の変更申請により、新たな民間受入希望者公募においても候補者の登録及び受入地の決定は引き継がれるものとする。

第１３　その他
（１）今回の公募に関連して要した費用（申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等）は、受入希望者の負担とする。
（２）提出された受入希望申込書は返却しない。

（３）提出期限以降の受入希望申込書等の提出、訂正等は認めない。（ただし、あらかじめ青森河川国道事務所長が承諾した訂正等についてはこの限りでない。）
（４）受入者は、受入の途中において、受入面積、受入希望量、造成等の構造にかかる著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、青森河川国道事務所長に受入内容等の変更を別記７により申請し、承諾を受けなければならない。
（５）青森河川国道事務所長は、受入者からの変更申請の内容を承諾したときには、別記８により通知する。
（６）受入者の決定後、受入の途中においても第２に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入が確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定、及び受入候補者の登録を取り消し、それ以後の搬出は行わない（ただし、あらかじめ青森河川国道事務所長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りでない。）。
（７）受入者は、受入地の受入可能量について、四半期に毎に実績報告書を別記９により提出するものとする。
（８）青森河川国道事務所長は、搬出工事毎に残土の搬出が完了した時点で、別記１０により受注者に搬出の完了を通知するものとする。
（９）青森河川国道事務所長は、必要に応じて受入者候補者の決定手続き状況等や、決定した受入候補者をホームページ等で公表するものとする。
(10) 受入候補者の登録期限は、第４に定める実施期間の終了までとする。
(11) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と青森河川国道事務所長が協議の上決定するものとする。

別表１（第２の（２）関係）暴力団等排除措置に関する項目

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ）
２　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
３　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
（１）成年被後見人又は被保佐人
（２）破産者で復権を得ない者
（３）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から５年を経過しない者
（４）暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（第３１条第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力団行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
（５）暴力団の構成員等

（別記１）

平成２７年　３月　　日

申　込　書

青森河川国道事務所長　様

申込者（受入希望者）
住所及び氏名　　㊞
（法人にあっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の受入希望について

標記について、下記のとおり受入れを希望しますので、関係する書類を添えて申し込みます。

記

１　残土受入地の位置　　○○市（郡）　△△町　□□番地

２　受入れの目的

３　残土受入地の面積　　（m2）

４　受入希望土量　　（m3）

５　受入希望時期　　平成○年○月から平成○年○月まで

６　残土の受入れに伴って関係する法令
・
・

７　担当者の氏名　　（申込者と同じ）

８　連　絡　先　　TEL:
FAX:

９　追記事項

（別記２）

平成２７年　３月　　日

誓　　約　　書

青森河川国道事務所長　様

申込者（受入希望者）
住所及び氏名　　㊞
（法人にあっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の受入れについて

標記について、下記のとおり対応することを誓約します。

記

１　残土受入地において、残土荷卸し後は、自社の責任において管理するとともに、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合は、速やかに対策を行い、関係機関等に連絡します。

２　残土受入地周辺に溢水、汚水等による周辺環境への影響があった場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。

（今後、関係法令の許可等を受ける必要がある場合には、以下を追加すること。）

３　申込書の記６に示す残土の受入に伴って関係する以下の法令については、受入までに必要な手続きを完了させます。なお、手続き完了後は、すみやかに別記１１によりその旨を報告します。

（別記３）

第　　号
平成２７年　３月　　日

住所
氏名又は名称
代表者氏名　　様

青森河川国道事務所長

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
受入候補者の登録について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申込みのあった標記の残土の受入希望については、貴殿を受入候補者として登録したので通知します。

なお、今後、残土が発生する工事箇所毎に登録候補者の中から、要領に従い審査を行い、受入者を決定のうえ通知します。

（問合せ先）

国土交通省　東北地方整備局
青森河川国道事務所　工務第二課　福田・櫻井
電話：０１７－７３４－４５５５

（別記４）

第　　号
平成２７年　３月　　日

住所
氏名又は名称
代表者氏名　　様

青森河川国道事務所長

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
受入候補者の登録について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申込みのあった標記の残土の受入希望については、審査の結果、以下の理由により、受入候補者となることはできませんでしたので通知します。
なお、不明な点等がありましたら、下記にお問合せ下さい。

（理由）

記

（問合せ先）

国土交通省　東北地方整備局
青森河川国道事務所　工務第二課　福田・櫻井
電話：０１７－７３４－４５５５

（別記５）

平成２７年　３月　　日

住所
氏名又は名称
代表者氏名　　様

青森河川国道事務所
建設監督官　（氏名）

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
受入れの決定について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申込みのあった標記の受入希望については、下記の工事について貴殿を受入者として決定したので通知します。

記

工　事　名：

請　負　者：

工 事 箇 所：

受渡予定量：　約○○○ m3

受渡し時期：　平成○年○月から平成○年○月まで

（問合せ先）

国土交通省　東北地方整備局
青森河川国道事務所　建設監督官
（十和田国道維持出張所　在務）
電話：０１７６－２３－７１３８

（別記６）

平成２７年　３月　　日

登　録　取　消　願

青森河川国道事務所長　様

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
受入候補者の登録の取り消しについて

標記について、今後、残土受入の必要がなくなりましたので、登録の取消をお願いします。

受入候補者
住所及び氏名　　㊞
（法人にあっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

（別記７）

平成　　年　　月　　日

変　更　申　請　書

青森河川国道事務所長　様

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
受入内容の変更について

標記について、下記のとおり受入れ内容に変更が生じましたので、関係する書類を添えて申請します。

申請者（受入者）
住所及び氏名　　㊞
（法人にあっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

記

受入通知番号等	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇第〇〇号
変更の内容	変更後	変更前

注）要領第６に定める受入希望の申込時に添付した書類のうち、変更にかかるものを添付すること。

（別記８）

第　　号
平成　　年　　月　　日

住所
氏名又は名称
代表者氏名　　様

青森河川国道事務所長

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
受入候補者の変更について（回答）

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった標記の残土の受入内容の変更については、承諾しましたので通知します。

（問合せ先）

国土交通省　東北地方整備局
青森河川国道事務所　工務第二課　工務第二係長
電話：０１７－７３４－４５５５

（別記９）

平成　　年　　月　　日

実　績　報　告　書

青森河川国道事務所長　様

建設発生土の受入れ地にかかる受入れ可能量の実績報告（第〇四半期末）について

標記について、下記のとおり受入れ可能量を報告します。

受入者
住所及び氏名　　㊞
（法人にあっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

記

受入通知番号等	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇第〇〇号
全体容量	前回残容量 （平成〇年〇月末）	残容量 （平成〇年〇月末）
ｍ３	ｍ３	ｍ３

（別記１０）

平成　　年　　月　　日

住所
氏名又は名称
代表者氏名　　様

青森河川国道事務所
建設監督官　（氏名）

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
受入地への搬出完了について（通知）

平成　　年　　月　　日付け第　　号で受入れ決定を通知した下記の工事については、貴殿の残土受入地への搬出が完了したので通知します。

記

工　事　名

請　負　者

工　事　箇　所

残土受入地の位置　　○○市（郡）　　△△町　　□□番地
搬　　出　　量　　（m3）

完了年月日

（問合せ先）

国土交通省　東北地方整備局
青森河川国道事務所　建設監督官
（十和田国道維持出張所　在務）
電話：０１７６－２３－７１３８

（別記１１）

平成　　年　　月　　日

報　告　書

青森河川国道事務所長　様

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
受入にあたり必要な関係法令手続きについて

誓約書の記４で示した「○○法」については、別添許可書写しのとおり、それぞれ平成　　年　　月　　日、同年　　月　　日に許可を受けました。

受入候補者
住所及び氏名　　㊞
（法人にあっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

（別記１２）

第　　号
平成　　年　　月　　日

住所
氏名又は名称
代表者氏名　　様

青森河川国道事務所長

三陸沿岸道路　洋野階上道路改築事業で発生する建設発生土の
民間受入希望者の新規公募について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申込みのあった民間受入希望者の公募については、貴殿を受入候補者として登録しているところですが、このたび新規公募を下記のとおり実施することとしたため、現在の公募における受入候補者の登録期限（残土の発生期間）は下記の（４）となるので通知します。

したがって、継続して残土の受入れを希望する場合は、第５（１）に基づき再登録の必要がありますので、別記７により、受入内容の変更（受入希望時期等）を申請してください。なお、提出期限は下記の（４）とします。

記

（１）発 生 場 所　：八戸・久慈自動車道改築事業の土木公共工事現場

（２）発生予定量　：総計　約△，△△△ m3

（３）発 生 期 間　：平成□□年□□月上旬から平成□□年□□月末日まで

（４）受入希望申込書等の提出期限
平成▽▽年▽▽月▽▽日（▽）午後５時

（問合せ先）

国土交通省　東北地方整備局
青森河川国道事務所　工務第二課　工務第二係長
電話：０１７－７３４－４５５５